指定管理者候補者の選定について「静岡県総合社会福祉会館」

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

1 静岡県総合社会福祉会館と指定管理者制度

県は、社会福祉の増進のため、昭和58年4月、静岡市に「静岡県総合社会福祉会館」を 設置し、静岡県社会福祉協議会に管理運営を委託してきた。

指定管理者制度が創設されたことから、創意工夫による管理手法の導入により、コストの縮減や利用者サービス向上、本県福祉の拠点施設としての機能が十分発揮されることを期待し、平成18年4月から制度を導入している。

指定管理期間が令和6年3月で終了することに伴い、次期指定管理者の候補者を選定した。

2 施設の概要

	*			
施設の名称	静岡県総合社会福祉会館			
設置目的	静岡県の社会福祉の推進			
供 用 開 始	昭和 58 年 4 月 1 日			
所 在 地	静岡市葵区駿府町1番70号			
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階地下1階			
敷地面積	4,481.04 m²(「いこいの広場」を含む)			
延べ面積	12,933.11 ㎡(本館 11,068.07 ㎡、駐車場 1,813.59 ㎡、駐輪場 51.45 ㎡)			
	区分 主要施設			
	101 会議室、102 会議室、103 会議室(展示ギャラリー兼用)			
	有料会議室 104会議室、401会議室、601会議室、602会議室、			
	701 会議室、702 会議室、703 会議室			
	(福) 県社会福祉協議会、(福) 県身体障害者福祉会			
	田休恵田宮 (財)しずおか健康長寿財団、(NPO) 県ボランティア協会			
	団体専用室(福)県共同募金会、(財)県老人クラブ連合会			
	(NPO) フードバンクふじのくに等 32 団体			
	県の機関 静岡県健康福祉部地域福祉課人権同和対策室			
施設内容	(静岡県人権啓発センター)			
	身体障害者福祉センター、視覚障害者情報支援センター、			
	県事業実施部分 聴覚障害者情報センター、静岡県社会福祉人材センター、			
	「「「「「「「」」」 「「「」」 「「」 「「」」 「「」 「」 「」 「」 「」 「 」 「			
	品販売常設店舗「とも静岡店」、防災倉庫			
	団体管理部分 ボランティアビューロー			
	管 理 部 分 ロビー、受付、会館管理室、警備員控室、託児室、倉庫等			
	共 用 部 分 廊下、階段、トイレ、防災センター(中央監視室)、機械室等			
	そ の 他 地下駐車場、いこいの広場、自転車駐輪場			
利用者数	194, 350 人(令和 4 年度)			
指定管理者	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会			
委託料上限額	63, 100 千円			

3 指定管理者の募集

	募集方法	公募
	<u> </u>	
	募集期間	申 請 受 付 令和5年10月2日(月)~10月11日(水)
	事業計画書	「静岡県総合社会福祉会館指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内
	の提出	容と県が支払う委託料の提案を事業計画書として提出する。
	<u> </u>	指定管理者は、会館の機能を十分理解した上で、施設の適正な管理を確
		保しつつ、利用者等に対するサービスの質の向上を図るため、会館の管理
		運営に当たっては、次に掲げる項目に沿って行う。
		(1) 利用者等の意見を運営に反映させ、利用者サービスの向上に努めるこ
		とで、利用者数の増加を図ること。
		(2) 県、入居団体と緊密に連携を図りながら業務を実施し、会館の機能の
		より一層の伸展を図ること。
	管 理 運 営	(3) 有料会議室については、福祉団体利用に配慮するとともに、利用率の
	基本方針	向上に努めること。
		(4) 施設の適切な管理と効率的な運営に心掛け、管理運営経費の削減に努
		めること。
		(5) 事故防止、緊急時の対応、個人情報の保護等、危機管理体制を整備す
		ること。
		(6) 県が「静岡県災害ボランティア本部・情報センター」を設置した場合
		は、開館時間外の活動に支障がないよう施設等の安全確認や設備の動作
		確認を行うこと。
募		知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当
夯		するもののうちから、最も適切に会館の管理を行うことができると認めら
集		れるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する すのしする
		ものとする。
内	指定(審査)	(1) 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるもの であるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
	の基準	(2) 事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮できるものであると
容		ともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
		(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであ
		ること。
		(4) 社会福祉の増進に関する高度な知識及び技術並びに十分な経験を有
		しているものであること。
		(1) 会館入居団体、利用者等の調整に関する業務
		(2) 社会福祉に関する周知・啓発業務
		(3) 防災対策及び災害時における危機管理体制
	業務内容	(4) 会議室等の使用承認等に関する業務
		(5) 利用料金の設定及び収受に関する業務
		(6) 会館の維持管理に関する業務
	* + # # #	(7) その他前各号に付随する事務
	指定期間	令和6年4月1日~令和11年3月31日(5年間)
	県が支払う	・申請者による提案に基づき、予算の範囲内で年度ごとに支払う。
	委 託 料 ———————————————————————————————————	・68,600 千円を上限額とする。
	소리 田 씨 스	・利用料金は、条例の定める範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承
	利用料金	認を得て定めることができる。
	制 度	・利用料金は、指定管理者が直接収入として収受することができる。

4 指定管理者選定審査会

7 旧尺百年日云尺田五云					
審査方法	・学識経験者等からなる「静岡県総合社会福祉会館指定管理者審査委員会」を設置する。・審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、優秀者1者を選定する。				
指定管理者審 査委員会委員					
	項目 評価の視点 『	配点			
	・社会福祉を増進するために、維持及び改善すべき取組 ・管理運営に関する基本方針 ・入居団体との連携(活動及び交流の促進)及び地域との関わり	15			
	管理組織体制 ・管理運営体制、職員の配置計画 ・職員の研修計画	10			
	施設、設備の維持 管理に関する計画 ・維持管理や修繕計画	10			
審査項目	た機管理体制 ・関係法令の遵守、個人情報の保護	10			
及び配点	・利用者意見の反映サービスの向上等・利用者増に関する計画・広報計画	20			
	自主事業計画・自主事業の計画	5			
	・管理経費の節減等 経 営 管 理 ・有料会議室の利用率向上に向けた計画 ・安定的な収益の確保に対する工夫	10			
	収 支 計 画 ・収支計画 ・指定管理料の設定金額	10			
	管 理 運 営 実 績 ・団体の運営能力 ・これまでの事業実績や収支決算等	10			
	合計	100			

5 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者優秀者の選定

指定管理者 優秀者	者 静岡県社会福祉協議会・静岡ビル保善グループ 代表団体 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会			
団体の概要	①社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 ・業務全体のマネジメント、施設の運営に関する業務、自主事業の企画・ 運営、その他の業務 ②静岡ビル保善株式会社 ・施設の維持管理に関する業務、施設の運営に関する支援協力、その他の 業務への支援協力			

提案の概要	 ・地域福祉推進の中核機関である静岡県社会福祉協議会と、施設整備管理のエキスパートである静岡ビル保善(株)により、双方の強みをを活かした共同事業体として管理運営を実施。 ・入居団体で構成する会館連絡会や入居団体や利用者のアンケートなどを踏まえ、施設、設備の評価やニーズを把握し、サービス向上に役立てることにより、利用者の拡大につながる取組を実施。 ・有料会議室の利用率の目標を設定し、利用率向上策として、固定客の囲い込み、新規利用客の獲得、キャンセル防止の3点を意識して実施。 ・自主事業として、福産品販売や健康等をテーマとするイベントや学習機会を実施。 					
県が支払う	年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
委託料の 提示額	提示額(千円)	68, 600	68, 600	68, 600	68, 600	68, 600

(2)選定経過

			団 体 名		所在地	
申	請者		静岡県社会福祉協議会・静岡ビル保善グループ <構成団体> 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(代表団体 静岡ビル保善株式会社	:)	静岡市	
資;	資格審査 申請受付終了後、事務局において資格確認を行った結果、募 る資格要件を満たしていた。			った結果、募賃	集要項に定め	
	選経	定過	令和5年10月19日(木)に指定管理者審査委員会を開催した。 審査委員会において、申請者に対して審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行った結果、「静岡県社会福祉協議会・静岡ビル保善グループ」が静岡県総合社会福祉会館の指定管理者の優秀者として適当であることが認められた。			
提案審査	審結	査果	項目 管理運営に関する基本事項 管理組織体制 施設、設備の維持管理に関する計画 危機管理体制 サービスの向上等 自主事業計画 経営管理 収支計画 管理運営実績 合計 注) 得点は、審査委員会委員による採点の平均点 注) 合計の得点は、総得点から算定(529点/600 //	点)し、少数質		
五入して算定していることから、各項目の得点(各委員の平均 第2位四捨五入)の合算とは異なる数値となる。				平均点(小数 		

審査項目に基づき採点を行った結果、事業遂行能力や施設管理に関する計画、新たな事業への取り組みが評価され、次期指定管理者として最適であると判断した。

(講評)

・照明のLED化については、今後とも推進していただき、県のバックアップも お願いしたい。

選定理由及び講評

- ・安定して収入があり、支出も問題ないと思う。
- ・これからどういう視点を持ちながら、総合社会福祉会館を育てていき、変えているということを、これから5年間で作っていただければ嬉しい。
- ・同じ組織で長く運営するため、時代に合った新しい風が入ってこないといけな いと思う。いろいろと創意工夫していただきたい。
- ・これまでの実績があるので、安心感・安定感があると感じている。利用率向上 のために、いろいろな提案をいただいたので、実現を期待したい。
- ・世の中の流れや状況として変えるべきところは変えていかなければいけない。 サービスの向上をより一層力を入れていただきたい。

(3) 指定管理者候補者の選定

県では、以上の経過に基づき、審査委員会において優秀者として選定された「静岡県社会 福祉協議会・静岡ビル保善グループ」を候補者として選定した。